



**「国連の女性差別撤廃委員会の近況」**

**秋月弘子委員**

日本国際平和構築協会  
京都国際平和構築センター  
共催  
2022年7月30日

国連女性差別撤廃委員会委員の秋月弘子教授と滝澤美佐子教授とキハラハント愛教授らが委員会における取組の現状と課題について討論し、参加された有識者が加わり有意義な意見交換がなされた。発言の要旨は以下の通りです。(総合司会 阿部明子) (30/07/2022)

日本国際平和構築協会  
主催  
京都国際平和構築センター  
ACUNS Tokyo Liaison Office  
共催

## 「国連の女性差別撤廃委員会の近況」

秋月弘子委員  
7月30日土曜日午後8時(日本時間)  
使用言語：日本語

## 秋月弘子教授



女性差別撤廃条約の重要な点として、①法上の平等だけでなく、事実上の平等をも求めている点、②締約国は、私人間の社会慣習・慣行の中での差別の修正、廃止をも確保しなければならない点、③不平等な立場にある女性を優先的に処遇すること（暫定的特別措置）は男性に対する逆差別と理解してはならないと明記している点を指摘したうえで、女性差別撤廃委員会の3つの主な任務である1. 締約国の政府報告書の審査（条約の国内実施の監視）、2. 一般勧告の採択（条約の発展的解釈）、3. 選択議定書の下での個人通報の審査（被害者の救済）および重大な人権侵害の調査について報告した。

締約国の報告書審査については、新型コロナウイルス感染症の影響による報告書の積み残しの問題があり、今後迅速に審査を行わなければならない。一般勧告の採択については、これまでに38の一般勧告が採択されており、先住民女性および少女の権利に関する一般勧告が2022年10月に採択される予定である。個人通報については、これまでに182の通報事例があるが、そのうち約半数の事例が受理不能であり、権利侵害ありと認定された事例は約3分の1である。調査については、これまでに7件の事例について調査が行われ報告書が公開されているほか、現在、7件の調査が進行している。

今後の課題としては、アフガニスタンおよびウクライナにおける女性および少女の権利をどのようにして守るのか、世界的にみられる女性の権利擁護者に対する報復や反動的な動きにどのように対処していくのか、さらには、人権条約機関間の作業方法をどのようにして整合化していくのかなどがある。

## 滝澤美佐子教授



女性差別撤廃条約は女性の人権の基本法としての条件をほぼ備えた。子どもの権利条約に次ぐほぼ普遍的な締約国数、選択議定書の採択により整った国際的実施措置の体制、他の人権条約同様 OHCHR が事務局となった。自由権規約、社会権規約を未批准でも CEDAW の報告審査は受けることができる。日本も批准以来国内法整備が進んだ。しかし条約の普遍的实施の実質には懸念もある。報告書審査の期間が年3会期3週間の運営体制はその都度臨時的なものとなされ、人員、予算、国連加盟国の支持を含めて十分か。条約の目的と両立しない留保が珍しくないがそれらへの対応は十分か。報告制度は4年に1度であり、旧ユーゴ紛争で女性への戦時性暴力を経てその都度起こる人権問題に対応できる個人通報制度が設けられたが、審理は迅速に進むのか。調査制度も緊急対応では必ずしもないと思うが今回のウクライナ情勢への対応は含むのか。他の人権条約機

関や人権理事会 UPR や特別報告者、国連諸機関と女性の人権について連携することで CEDAW の国際的実施の隙間を埋め強化する可能性がある。例えば UN Women との連携はどうか。

### キハラハント愛教授



「CEDAW は中絶や女性性器切除など、人権の分野でも意見が分かれるテーマについても前進的な委員会であると思うが、まず1点目に、国家との関係という点で質問をさせていただきたい。昨今の人権への逆風は委員の方々はどう感じているのか。繰り返し同じ勧告を受けても何も変わらない国家をどう扱っているのか。また、企業など非国家主体の行動や社会の慣習にも国家が介入することを求めるということに対し、国家はどのような反応をしているのか、教えていただければと思う。2点目の質問は、国連の他の人権関連の委員会や普遍的審査、さらには女性の地位委員会などはどのように連携しているのか。より細かい質問としては、CEDAW でノン・ルフルマン原則への違反を問う場合には、その法的根拠は何か。難民法における迫害というようなことや、拷問や生命の権利などが脅かされるなどということも解釈に入れるのか。最後に、カナダの先住民の権利についてのケースは、人権委員会など他の委員会でも Lovelace などのケースによって人権法への抵触が指摘され、カナダは法を変えているが、まだ先住民に関して性差別になるような内容が残っているのか。

### 柳沢香枝大使



LGBT に関し、アジア・アフリカ諸国では違法とする国が多いとのご説明があったが、植民地時代に宗主国の法制を取り入れたまま現在も改正されていない、というのがその理由の一つであると理解している。日本の若者層と話していると、彼らの関心はジェンダーから LGBT に移っているようであるが、男女という性別で括らない方向に向かうことは女性差別撤廃に対してマイナスになることはないか。もう1点、女性差別撤廃委員会における日本の位置づけはどのようなものか。たとえば数年前の世銀のデータ (Women, Business and the Law) によれば男女差を解消する法整備において、数年前に日本は 80 位前後であったと記憶している (現在は 100 位以下。) そのような国がどのような意図で委員を送り込んでいるのであろうか。

## 弓削昭子教授



UNDP などを含め、多くの国連機関がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを、開発協力のオペレーショナルな活動として実施していることを踏まえ、委員会の活動と、これら国連システムの諸機関との連携をどのように捉えているか。ジェンダーの課題は SDG ゴール 5 の推進のみならず、横断的な課題（cross-cutting issue）として SDGs のゴールすべての達成にも影響するため、委員会が国連諸機関との連携を強化することが重要であるが、このためには何が必要か。

## 山本忠通大使



三点お伺いしたいと思う。

第一点は、タリバンとの関係です。特別報告書の提供を求めたそうですが、国連がタリバン政府の正当性を認めていない中で、タリバンを事実上承認しないようにするためにどのような工夫をされたのか。また、それに対するタリバンの反応はどうだったのか。

第二点は、イスラム世界との関係です。イスラムの教えは、西欧流の自由民主主義とは、

真っ向からぶつかるところがある。また、それが生活に根付いているので、変更を求めることは、生活環集を変えることを意味すると思う。この点、円滑にジェンダー平等を実現するために、例えば段階的に行うためのガイダンスのようなものはお作りですか。また、イスラム世界の中で、良く対応している国はどちらか。

第三点は、実務との関係です。委員会は、法的観点から、締約国の実施状況を評価されていると理解しますが、締約国のジェンダー平等実現のためにオペレーショナルな観点から、具体的な政策を助言していくことについては、国連としてどのように対応されておられるのか。また、子どもの権利擁護については、そのことに専任する SRSRG がいますが、ジェンダーについては、そのような高位の者を任命し、責任を持たせることは考えておられないのか。

## 井上健 副理事長



第1に、男女の事実上の平等を求めるとは、具体的にどの程度まで男女を同等に扱うことなのか。たとえば、鉄道の女性専用車両があるならば男性専用車両も作るべきなのか、軍隊において男性の戦闘員と同数の女性の戦闘員も持つべきなのか。また、LGBTQI の事実上の権利も認めるのであれば、こうした少数者のためのトイレのみならず、例えば銭湯なども男女以外の施設を設けるべきなのか。実社会においては、Sex の違いに基づく社会生活上の違いもある程度認めないと際限がなくなってしまうのではないかと。第2に、中絶の権利を認めることが性差別の撤廃と言えるのか。人工中絶は、母親の人権と胎児の人権、胎児は人間と言えるのかどうか、生命とは何かなどきわめて複雑な問題であり、最終的には個人の価値観によって判断されるべきものではないのか。したがって、それをあえて委員会で決定しようとするならば、当然、個々の委員の価値観が反映されるわけだが、それでは委員はどのようにして選出されるのか。そこには出身国の政治判断が入っているのか。

## 長谷川祐弘理事長



長谷川理事長が、結びの言葉として秋月弘子教授が三つの点を指摘されたと述べた。すなわち、法の下での平等と事実上の平等の違い、社会慣習や慣行の中での差別の修正や廃止、そして不平等な立場の人を優先的に処遇しても差別ではないという暫定的特別措置 (affirmative actions) のことでした。討論者の滝澤美佐子教授が報告書の審査について、キハラハント愛先生が国家の関与と責任について、柳沢香枝大使が男女の格差をただすための法整備に関する世銀のデータで、日本が世界で80位ということは何を意味するか、そして弓削昭子先生が委員会と国連の UN Women や UNDP などのオペレーショナル機関との関係を検討すべきと述べていた。また山本忠通大使が現地の経験に基づいて、差別撤廃という理念を実現していくことの難しさを指摘され、現地の人々との対話の必要性を説いておられたことは重要であると述べられたことは印象的であった。そして、日本は他の国々に技術移転をすとか教えるという自己優位性の考え方よりも、日本自体が女性差別撤廃を実現する必要性を認識すべきであるという発想に切り替えていくのが良いのではないかと述べた。そのために日本の国内にある国連機関の事務所は、日本国内で存在する女性差別問題をより積極的に取り上げて、日本の地位を世界で80位から50位そして30位くらいに向上するように、頑張っていってもらいたいと述べて締めくくった。

阿部明子 総合司会



熊谷奈緒子 自由討論司会



谷本真邦 ZOOM 運営

